保健事業
（厚生事業）

保健事業（厚生事業）のあらまし

組合員及びその被扶養者の心身両面にわたる健康の保持増進等，福祉の向上のために，保健事業（厚生事業）として「健康管理事業」，「特定健診等事業」，「一般事業」及び「相談事業」を行っています。

ここに掲げた各種事業は，平成 28 年度に鹿児島支部が実施している事業の内容です。事業の見直しにより，今後，事業そのものや内容が変更になることがありますのでご了承ください。

なお，詳しい事業の内容は，事業の実施前に文書で各所属所にお知らせするとともに，支部広報誌「共済広報かごしま」及び支部のホームページでもお知らせします。

＜支部ホームページアドレス＞
http://www.kouritu.go.jp/kagoshima/

健康管理事業

人間ドック

生活習慣病やその他の疾病を早期に発見し，健康管理や治療についての適切なアドバイスを行うため，各種健診を実施し，健診料の一部を補助します。

なお，年度当初に受診希望者を募集します。

○ １日ドック ・・・ 30 歳以上の組合員
○ 1日+女性ドック ・・・ 30 歳以上の女性組合員
○ 女性ドック ・・・ 30 歳以上の女性組合員
○ 脳ドック ・・・ 45 歳以上の組合員
○ 配偶者ドック ・・・ 35 歳以上の被扶養配偶者

を対象に当支部が契約する健診機関で実施します。

（注）40 歳以上 75 歳未満の組合員が受診する１日ドック，１日＋女性ドック，女性ドック，40 歳以上 75 歳未満の被扶養配偶者が受診する配偶者ドックは，特定健康診査として取り扱います。

健康管理講座

自己による健康管理の仕方，病気予防に関する知識や理解を深め，日常の健康保持について学ぶ講座を実施します。

こころと体のリフレッシュ講座

メンタルヘルスに関する知識や理解を深め，個々に応じた心身のセルフケアのあり方を学ぶ講座を実施します。

メンタルヘルス講座講師派遣

各種研修会にメンタルヘルスに係る講師を派遣します。

（Ｈ２８．４改定）

特定健診等事業

平成 20 年度から「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき，40 歳以上 75 歳未満の組合員（任意継続組合員を含む。）及びその被扶養者を対象に，メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査及び特定保健指導を行っています。

特定健康診査及び特定保健指導は，生活習慣病の主な原因とされるメタボリックシンドロームに着目した健診を実施するとともに,指導を必要とする方に保健指導を行うことで,生活習慣病の予備群を減少させることを目的としています。

特定健康診査の実施方法

１　組合員（任意継続組合員を除く。）を対象とする特定健康診査

学校等において実施される健康診断（事業主健診）又は当支部が実施する１日ドック，１日＋女性ドック，女性ドックの受診をもって代えることになっています。

２　被扶養者等（任意継続組合員等を含む。）を対象とする特定健康診査

共済組合が契約する健診機関で実施します。組合員被扶養者へは所属所を通して，任意継続組合員及びその被扶養者へは自宅へ「受診券」を送付します。

なお，当支部が実施する配偶者ドック（特定健康診査の項目を含んでいます。）を受診する被扶養配偶者へは「受診券」は送付しません。

（注）人間ドック等については，62 ページを参照してください。

特定健康診査の項目

１　基本的な健診の項目

・質問票（服薬歴，喫煙歴など）
・身体測定（身長，体重，腹囲など）
・血圧測定
・検尿（尿糖，尿たんぱく）
・血液検査
（中性脂肪, HDL コレステロール, LDL コレステロール, 空腹時血糖又はヘモグロビン A1c, GOT, GPT, γ－GTP）

２　詳細な健診の項目

心電図検査，眼底検査，貧血検査（赤血球，血色素量，ヘマトクリット値）

（注）詳細な健診は，医師が必要と判断した方にのみ行います。

特定保健指導の実施方法

特定健康診査の結果に基づき，生活習慣病の発症リスクなどから次の表のとおり階層化し，それぞれの状態に応じて指導を行います。

特定保健指導は，主に「動機付け支援」「積極的支援」に該当した方を対象に共済組合が契約する受診機関で実施し，対象者には共済組合から「利用券」を送付します。

なお，当支部が実施する人間ドック（特定健康診査を含む。）を受診し，受診当日に引き続き特定保健指導を利用する対象者へは,「利用券」は送付しません。

また，平成 26 年 11 月から所属所において指導を受ける訪問型特定保健指導も実施しています。この訪問型特定保健指導は組合員のみが実施可能です。

階層化	指導レベル	指　導　内　容
予備群	動機付け支援	初回の面接→６か月後の改善状況の確認
該当者	積極的支援	初回の面接→面接や電話等による３か月以上の継続支援→６か月後の改善状況の確認

（Ｈ２７．４改定）

一 般 事 業

山の家・海の家 利 用 補 助

夏季保養施設として指定した県内及び九州地区の各施設を組合員及びその被扶養者が利用したときに，利用料金の一部を補助します。
この事業は財団法人鹿児島県教職員互助組合と共催であり，詳細については，例年６月頃，互助組合からお知らせします。

鹿 児 島 宿 泊 所 宿 泊 利 用 補 助

組合員及びその被扶養者が，鹿児島宿泊所「ホテルウェルビューかごしま」を，宿泊で利用した場合，大人１泊当たり 1,000 円，小人（６歳以上 12 歳未満）１泊当たり 500 円の補助をします（利用回数に制限はありません。）。フロントで組合員証又は被扶養者証を提示してください。

鹿 児 島 宿 泊 所 結婚式場利用補助

組合員や組合員の子が鹿児島宿泊所「ホテルウェルビューかごしま」で披露宴を挙げたときに 100,000 円を補助します。利用予定日までに「結婚式場利用補助申請書」を鹿児島宿泊所へ提出してください。
また，組合員の紹介により鹿児島宿泊所「ホテルウェルビューかごしま」で披露宴を行われた場合，紹介をした組合員に対して，２万円の鹿児島宿泊所の商品券を贈呈します。紹介をする場合は，「紹介者カード」に記入して，紹介をする方にお渡しください。

鹿 児 島 宿 泊 所 会 食 等 利 用 補 助

組合員及びその被扶養者が，鹿児島宿泊所「ホテルウェルビューかごしま」を，一人当たり 5,500 円以上の食事や宴会等で利用したときに 2,000 円を補助，3,500 円以上のときに 1,000 円を補助，1,500 円以上のときに 500 円を補助します（利用回数に制限はありません。）。
利用日前日までに「ホテルウェルビューかごしま会食等利用補助申請書」を鹿児島宿泊所へ提出してください。

介 護 講 座

本人又はその家族が寝たきりや認知症等の要介護状態になったときの対応や心構えについて，実技を取り入れながら学ぶ講座を実施します。

ライフプランセミナー

将来に関する自己管理能力を身につけ，退職へのソフトランディングを可能にするため，生涯生活設計に必要な知識を培う講座を実施します。

カップリングパーティー Ｗａｋｕ－Ｄｏｋｉ

未婚の組合員等を対象に，生きがい，出会い，結婚などに関する情報交換会を，年に２回程度実施します。

人 間 ド ッ ク 通 院 費 補 助

人間ドックの受診者で，受診する健診種別がない離島に居住する受診者に対して，交通費の一部として船賃を補助します。

（Ｈ２６．４改定）

特定保健指導通院費補助

特定保健指導の利用者で，利用する医療機関がない離島に居住する利用者に対して，初回の面接時に要した交通費の一部として船賃を補助します。

（Ｈ２６．４改定）

相 談 事 業

福利厚生等相談事業

鹿児島支部の職員が，共済組合の各種事業に関する相談，問い合わせ等に応じます。

【場所】〒 890-8577
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号
公立学校共済組合鹿児島支部
（県庁行政庁舎 16 階　総務福利課内）

電　話　０９９－２８６－５２０７
ＦＡＸ　０９９－２８６－５６６３

【時間】月～金曜日　午前 8 時 30 分～午後 5 時
（祝日，12 月 29 日～１月３日を除く。）
【方法】来訪，電話・FAX，手紙

その他の相談事業

1　公立学校共済組合本部が行う相談事業

（1）専門医による**セカンドオピニオン相談**（相談料無料）

様々な疾病でお悩みの組合員及びその家族を対象に，面談によるセカンドオピニオンを提供しています。（セカンドオピニオンとは，現在掛かっている医師との関係を保ちながら，他の複数の医師の意見を聞くものです。）

また，専門医療機関情報の提供，医療相談，優秀専門医の紹介もしています。

【予約受付時間】月～金曜日　午前 10 時～午後 4 時
（祝日，12 月 31 日～１月３日を除く。）

フリーダイヤル　０１２０－２１４（２番目の医師）－２４９（に よ く）

（2）**教職員健康相談24**（24 時間年中無休・相談料無料）

組合員及びその家族を対象に，医師等が電話により，健康・医療・介護・育児・メンタルヘルス等に関する相談に応じています。

フリーダイヤル　０１２０－２４（24 時間）－８３４９（や さ し く）

（3）**面談によるメンタルヘルス相談**（**予約制**・年５回まで無料）

組合員及びその家族を対象に，臨床心理士や心理学の専門家が，面談によりメンタルヘルス相談に応じています。

【予約受付時間】月～金曜日　午前９時～午後９時
土曜日　午前９時～午後４時
（祝日，12 月 31 日～１月３日を除く。）

フリーダイヤル　０１２０－７８３（悩 み）－２６９（に 向 く）

（Ｈ２２．５改定）

２　公立学校共済組合九州中央病院が行う相談事業

メンタルヘルス相談（予約制・相談料無料）

組合員及びその被扶養者を対象に，九州中央病院の専門の医師等が，面談によりメンタルヘルスに関する相談に応じています。

【予約受付時間】月～金曜日　午前９時～午後４時
（祝日，12 月 29 日～１月３日を除く。）

代表電話　０９２－５４１－４９３６
（注）電話交換手に「メンタルヘルス予約」と伝えてください。

いずれの相談事業においても，相談内容については秘密厳守としていますので，安心してご相談ください。
なお，これらの相談事業については，事業内容や受付日時が変更になる場合があります。あらかじめご了承ください。

（Ｈ２２．５改定）